

仮貯蔵等承認申請について

1 仮貯蔵等承認の意義

指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、許可を受けて完成検査に適合していると認められた危険物施設でのみ、その行為が許されるという原則があります。しかしながら、極めて短期間で、臨時的又は例外的な貯蔵、取扱いまで、その原則を貫くのは酷であるという見地から、安全が確保される場合に限り、承認を受ければ便宜上、仮に指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うことができるものとされています。

承認権者は、当該承認が現実、かつ、具体的な火災危険を避けるためのものである関係上、消防活動の責任者の地位にある者をして、これを行わせるのが妥当であるという見地から、所轄消防署長としています。

2 仮貯蔵等の承認について

(1) 仮貯蔵等の承認場所

仮貯蔵等の承認場所は、製造所等以外の場所であることが原則です。

製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いは、法第10条第3項の技術上の基準に従って行う必要があり、危政令第24条第1号で「許可若しくは届出に係る品名以外の危険物の貯蔵、取扱い又は許可若しくは届出に係る数量若しくは倍数を超える危険物の貯蔵、取扱い」ができないからです。

(2) 製造所等における仮貯蔵等の承認

原則は上記(1)のとおりですが、製造所等の維持等のため、製造所等の定義から逸脱した指定数量以上の危険物の貯蔵、取扱いが必要となることがあります。そのため、下記(3)の場合には例外的に製造所等における仮貯蔵等を承認しています。

(3) 製造所等における仮貯蔵等承認が認められる場合

製造所等における仮貯蔵等承認が認められる場合の例示及び考え方は、下表のとおりです。

例	貯蔵又は取扱い例	仮貯蔵等承認の判断
1	給油取扱所の定期点検を行うため、専用タンク内の危険物を抜き取る。抜き取った危険物は、点検後当該タンク内に注入する。	給油取扱所の定義から、当該取扱いは、許可に係る取扱いと認められないため、仮取扱承認が必要です。
2	給油取扱所の専用タンクに内面ライニングを施工するため、専用タンク内の指定数量以上の危険物を抜き取る。抜き取った危険物は、別の場所で貯蔵する。	(注) 廃止の場合は、製造所等の維持のために必要な行為ではありませんが、廃止手続きに必要なため、申請する必要があります。
3	給油取扱所を廃止するため、専用タンク内の指定数量以上の危険物を抜き取る。抜き取った危険物は、別の場所で貯蔵する。	
4	油圧工作機を設置している一般取扱所において、油圧工作機用の潤滑油を貯蔵しているタンクの潤滑油を入れ替えるため、製造所等以外の場所から、潤滑油を指定数量以上、抜き取り又は注入する。潤滑油の抜き取り及び注入に伴う仮貯蔵はない。	当該一般取扱所の油圧タンクにおける貯蔵、取扱い以外の行為として注入・抜き取り行為が発生するため、仮取扱承認が必要です。 (注) 油圧工作機タンクの潤滑油を、一般取扱所内において180 缶で入れ替えることは、通常の保守行為であり、許可に係る貯蔵、取扱いのため、仮取扱承認は不要です。

(4) 仮貯蔵等の承認条件

承認条件としては、場所の安全性、実態に即した危険物の数量、期間、その他火災予防上必要なあらゆる事項が考えられます（危険物審査基準 17 章「仮貯蔵及び仮取扱いの承認に関する基準」参照してください。）。

3 仮貯蔵、仮取扱いの区別

仮貯蔵、仮取扱いの区別が明確な場合、例えば、屋外においてドラム缶等により、仮に貯蔵する場合等は仮貯蔵として、また、変電所の変圧器の絶縁油を入れ替えるため、仮に取り扱う場合は仮取扱いとして申請してください。

しかし、同一の場所において、同時に仮貯蔵と仮取扱いが行われる場合又は仮貯蔵とも仮取扱いとも、どちらとも区別がつかない場合は仮取扱いとし、1 の仮貯蔵等として申請してください。

これは、仮貯蔵と仮取扱いの区別が必ずしも明白でなく、火災予防上両者を区分することに実益がないからです。

例えば、変電所等において、変圧器のトランスオイル交換時に仮設屋外タンク等を設置して危険物の貯蔵及び取扱いを実施する場合は、仮取扱い 1 件として申請してください。

4 仮貯蔵等の承認個数

数箇所に分散して仮貯蔵等がされる場合は、原則としてそれぞれの場所ごとに別個に申請してください。ただし、これらの箇所が互いに接近しており、火災が発生した場合、相互に影響が及ぶと考えられるときは、これらを 1 の仮貯蔵等として申請させても差し支えありません。

5 仮貯蔵等の期間

仮貯蔵等の期間は、法第 10 条に定められている「10 日以内」に限り認められます。

また、同一の場所において、繰り返し継続的な仮貯蔵等を承認することは、原則認められません。ただし、次に掲げる場合は、3 箇月を限度として認めることもあります。

- (1) 災害の復旧現場において、仮貯蔵等を行う場合
- (2) 前後の承認の間に連続性がない場合
- (3) 承認後、承認時の事情に変化があり、承認を更新することが、火災の予防上支障がないと認められる場合
(例) 危険物の入荷が遅れる等の理由により日付が遅れる場合
- (4) その他更新することがやむを得ず、かつ、火災の予防上支障がないと認められる場合

第2 仮貯蔵等承認申請書の記載例

1 仮貯蔵等承認申請書の記載要領

様式第1の2（第1条の6関係）

危険物 **仮貯蔵** 承認申請書
① **仮取扱い**

② 京都市〇〇消防署長 殿		元号〇〇年〇〇月〇〇日	
申請者		住所京都市〇〇区〇〇町〇〇番地(電話 123-4567)	
氏名		〇〇株式会社 代表取締役 消防 太郎	
③ 危険物の所有者、管理者又は占有者	住所	京都市〇〇区〇〇町〇〇番地 電話 123 (456) 7890	
	氏名	〇〇株式会社 代表取締役 消防 太郎	
④ 仮貯蔵・仮取扱いの場所	所在地	京都市〇〇区〇〇町〇〇番地 〇〇株式会社 〇〇倉庫内	
⑤ 危険物の類、品名及び最大数量	第4類 第3石油類 絶縁油 3000L(指定数量 2000L)	指定数量の倍数	1.5 倍
⑥ 仮貯蔵・仮取扱いの方法	別紙（作業工程表）のとおり		
⑦ 仮貯蔵・仮取扱いの期間	元号〇年〇月〇日から元号〇年〇月〇日まで 〇日間		
⑧ 管理の状況 (消火設備の設置状況を含む)	別紙（平面図）のとおり (第5種消火設備 ABC 粉末消火器 10型 2本)		
⑨ 現場管理責任者	住所	京都市〇〇区〇〇町〇〇番地 緊急連絡先 090 (1234) 5678	
	氏名	〇〇株式会社 総務課長 消防 次郎 【危険物取扱者免状 有 (種類: 乙4) ・無】	
⑩ 仮貯蔵・仮取扱いの理由及び 期間経過後の処理	変圧器絶縁油を入れ替えるため 現状復旧後、廃液については外部搬出し処分		
⑪ その他必要事項	仮貯蔵等承認済みの掲示板及び火気厳禁の標識を見やすい箇所に掲示する。		
※ 受付欄		※ 経過欄	※ 手数料欄
		承認年月日 承認番号	

以下略

- ① 仮貯蔵又は仮取扱いのいずれか該当する方を○で囲んでください。又は該当しない方を二重取消線で消してください。
- ② 仮貯蔵等の承認申請を行った日付を記入してください。
仮貯蔵・仮取扱いを実施する場所を所管する消防署長宛としてください。
申請者の住所及び氏名は、仮貯蔵等の行為を行う方又は当該仮貯蔵等に対して管理責任がある方（法人の場合は、その所在地及び代表者）の住所及び氏名としてください。ただし、請負工事に伴い、仮貯蔵等が必要な場合について、発注者又は請負業者のいずれが申請者になるかは、仮貯蔵等の行為に対して管理責任を負う方を申請者としてください。
- ③ 仮貯蔵・仮取扱いに係る危険物を所有、管理又は占有する者の住所、電話番号及び氏名を記入してください。
- ④ 仮貯蔵等を行う住所及び実施場所について記入してください。
- ⑤ 仮貯蔵等を行う危険物の類、品名、数量を記載する。
品名が多いときは、別紙に記入してください。
屋外で仮貯蔵等が行われる場合には、京都市危険物審査基準第17章4で、屋外における仮貯蔵等を行うことのできる危険物の類、品名を確認してください。
（例） 「第4類第2石油類（灯油）1500L」
仮貯蔵等を行う危険物の最大倍数を記入してください。
小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを記入してください。
- ⑥ 仮貯蔵等の具体的な方法を簡潔に記入してください。
（例） 「A棟北側のタンク（〇〇リットル）にタンクローリーから受け入れ後、水で希釈（〇〇％）する。」
- ⑦ 仮貯蔵等を行う期間を記入してください。
開始日を含めて10日以内であることを確認してください。
- ⑧ 仮貯蔵等を行う場所から周囲の保安対象物件（危政令第9条第1号イからへまでに規定するもの）までの水平距離を記入してください。
図面による場合は、「別紙のとおり」と記入し、図面を添付してください。
（例） 「北側30mに住宅」（方角、距離及び保安対象物件）
仮貯蔵等を行うために設置する消火設備を記入してください。
消火設備については危険物の性質及び数量に応じて、その能力単位が所要数値に達するように設置してください。
（例） 「第5種消火設備ABC粉末消火器 10型 2本」
- ⑨ 仮貯蔵等の場所又は行為の管理責任を負う方の住所及び緊急連絡先を記入してください。
会社名、職及び氏名を記入してください。
また、当該管理責任者の危険物取扱者免状の有無、免状の区分を記入してください。
- ⑩ 仮貯蔵等を行う目的を簡潔に記入してください。
（例） 「臨時ヘリポートの燃料を貯蔵するため」
「清酒製造用の添加アルコールを調合するため」

「変圧器絶縁油を入れ替えるため」等

仮貯蔵等の期間後の状況及び危険物の処理方法等について記入してください。

- ⑪ その他必要な事項欄に例のとおり記入してください。その他特記事項があれば空欄に記入してください。

(例) 「仮貯蔵等承認済の掲示板及び火気厳禁の標識を見やすい箇所に掲示する。」

2 添付図面等について

添付図面等は、承認の審査に必要な危事務規程第13条第2項第1号から第5号までに規定する図面等とし、承認の審査に不必要な図面等を添付する必要はありません。

(危事務規程第13条第2項第1号から第5号までに規定する図面等)

- (1) 仮貯蔵又は仮取扱いをする場所並びにその周囲の状況を示した平面図、立面図及び断面図
- (2) 建築物内で仮貯蔵又は仮取扱いをする場合は、当該建築物に関する平面図、立面図及び断面図並びに構造設備図
- (3) 仮貯蔵又は仮取扱いを行うための設備の位置、構造及び設備の明細書
- (4) 消火設備に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止上必要な事項に関する書類及び図面